１１ページ

2.手帳

１　身体障害者手帳

担当窓口：障害者福祉課援護係

身体障害者手帳は、身体障害のある方が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定に基づいて次の種類の等級（重い順に１級から６級まで）別に交付されます。

(1)視覚障害 １～６級

２　愛の手帳（東京都療育手帳）

担当窓口：障害者福祉課援護係

知的障害のある方が各種サービスを受けるための証明となるもので、多摩児童相談所または東京都シンシン障害者福祉センターの判定に基づいて交付されます。障害の程度は、１度（最重度）・２度（重度）・３度（ちゅうど）・４度（軽度）に区分され、手帳に記載されます。なお、愛の手帳は東京都独自の制度ですが、国の療育手帳制度に準じています。

窓口

(1)18歳未満（児童）の方

多摩児童相談所　ＴＥＬ：０４２－３７２－５６００

(2)18歳以上の方

東京都シンシン障害者福祉センター　　本所　　ＴＥＬ：０３－３２３５－２９６１

東京都シンシン障害者福祉センター多摩支所　　ＴＥＬ：０４２－５７３－３３１１

１２ページ

３　精神障害者保健福祉手帳

担当窓口：障害者福祉課援護係

精神障害のある方の自立と社会参加の促進を図るため、各種サービスを受けるための証明となるものです。有効期間は受付した日から２年間で、更新の申請が必要です。

　障害等級は、障害年金の等級に準拠し、障害の程度により１級から３級まであります。

４　障害者手帳診断料の助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

診断書料について5,000円を限度として助成します。